

労働派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社百人力
事業所の所在地	〒604-8213 京都府京都市中京区蛸薬師通室町西入姥柳町203
派遣労働者数(令和元年6月時点)	112名
派遣先事業所数	63カ所
派遣料金平均額	12,394(円)
労働者賃金平均額	9,006(円)
マージン率の平均	27.3%

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時教育訓練	派遣労働者	OFF-JT	無	有
年次教育訓練	派遣労働者	OFF-JT	無	有

マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金だけではありません。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

* 派遣労働者の社会保険料
派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

* 募集費・教育訓練費・福利厚生費
派遣労働者の募集に必要な募集費、スキルアップ支援のための教育訓練費、福利厚生費などの費用が発生します。

* その他経費
その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
当該協定の有効期間の終期	令和4年3月31日